

東 労 発 基 0 1 1 7 第 9 号  
令 和 6 年 1 月 1 7 日

公共工事等発注機関の長 殿

東京労働局長

「手すり先行工法等に関するガイドライン」について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

東京労働局管内における建設業における死亡災害発生状況を見ると、令和5年の死亡者数（令和5年12月末日現在の速報値）は16人で前年同期の25人と比べ減少しているものの、全産業に占める割合は死亡者数44人のうち36.4%であるなど、依然として高い状況を継続しています。

厚生労働省では、従前より、建設業における足場からの墜落・転落災害を防止するためには、足場上での通常の作業に加え、足場の組立・解体作業において適切な対策を講じることも重要であり、足場の作業床となる箇所適切な手すりを先行して設置する手すり先行工法が有効であることから、「手すり先行工法に関するガイドラインの策定について」（平成21年4月24日付け基発第0424001号）の別紙「手すり先行工法等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）により、手すり先行工法の普及を図ってきたところです。

ガイドラインについては、「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合」の報告書（令和4年10月）において内容の充実が提言されており、また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（令和5年6月13日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、「足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化を図る」こととされたことを踏まえ、最新の足場機材や安全基準、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第22号。）等の内容を盛り込み、今般、ガイドラインを別紙のとおり改正したところです（以下「改正ガイドライン」という。）。

また、基本計画では、足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策について、「その周知とフォローを行う」こととされており、改正ガイドラインの一層の周知とその定着を図る取組を促進する必要があります。

つきましては、これらの改正の趣旨、内容等について御了知いただくとともに、別紙の内容を直轄工事における受注者、関係団体その他の建設工事関係者に対して御周知されること等により、引き続き、改正ガイドラインに基づく足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の徹底に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。